

狩猟事故の防止について

1 狩猟事故の防止について

- ・令和7年度の岡山県における狩猟事故は16件発生しています。
- ・自損事故15件のうち8件は狩猟中の転倒・転落等による事故、3件は捕獲したイノシシ等の逆襲による事故であり、依然として安全確保の徹底が課題となっています。
- ・わなの見回り時や止めさし時の事故では、特に法面からの転倒事故が多いことから、足元の安全確認を徹底するなどして、事故防止に努めてください。
- ・過去には、止めさし時にくくりわなのワイヤーが切れたため、捕獲獣に逆襲された事故や、保定具が外れて逆襲された事故が報告されており、普段からわな等の点検を徹底する必要があります。
- ・全国的にも、今なお銃器の基本的な取り扱いにおける過失による事故も発生しているため、猟期前に射撃練習を行うなど、事故防止に努めてください。

表1 岡山県における狩猟事故発生件数の推移 (提供：岡山県猟友会)

年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
他損事故	0	0	1	0	0	3	2	0	0	1	1
自損事故	5	8	4	8	15	8	7	10	11	9	15
合計	5	8	5	8	15	11	9	10	11	10	16

表2 岡山県における狩猟事故(自損)の事例(一部) (提供：岡山県猟友会)

No.	狩 猟 事 故 の 概 要
1	わなの見回り中に、足を滑らせ転倒し、左大腿骨を骨折した。
2	くくりわなにかかったイノシシを止めさしする際に、逆襲にあい、右ふくらはぎを咬まれた。
3	はこわなにかかったヌートリアを止めさしをするために、コンクリート護岸から降りようとした際、足を滑らせ転倒し、肋骨にひびが入った。
4	わなに掛かったイノシシの止めさし後、脱包した銃の負い革を左肩に掛け、左手で銃を持った状態で急坂を滑り落ちた時右手を強くついて転び、右肩に全体重がかかったため右肩甲骨の筋が切れた。
5	巻狩りのため指定場所で待機中、獲物が左下方向から来たので体位を変えるため出そうとした右足がかずらに引っ掛かり、左斜面に転倒した
6	くくりわなの点検後、林道の法面を下降中に、湿潤状態で足場が不安定な斜面においてバランスを崩し転倒し、頭部を地面に打ち負傷した。
7	くくりわなにかかった野良犬に麻袋をかぶせて前足を外そうとした際、右手親指付け根付近を咬まれた。

法令順守の徹底について

狩猟者の守るべき事項や注意が必要な事項を再度必ず確認してください。

主な違反事例	守るべき事項 注意が必要な事項
<p>【網猟・わな猟】</p> <p>使用している網やわなに、標識が設置されていない。</p>	<p>猟に使用する網やわなには、その使用する猟具ごとに見やすい場所に住所、氏名、都道府県知事名、登録年度、登録番号を縦横1cm以上の大きさの文字で書いた標識を設置してください。</p>
<p>【わな猟】</p> <p>鳥獣保護管理法で禁止されているくくりわなが使用されている。</p>	<p>イノシシ及びニホンジカを捕獲する場合に使用できるくくりわなの条件（岡山県）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輪の直径が15cm以下のもの ・ 締付防止金具を装着しているもの ・ よりもどしを装着しているもの ・ ワイヤーの直径が4mm以上のもの
<p>【わな猟】</p> <p>狩猟が禁止されている公道付近にくくりわなが設置されている。</p>	<p>わな猟の場合、わなが公道以外の所に設置されていても、わなにかかった獲物が公道にはみ出す場合は、公道での狩猟と見なされ、違法となります。</p>
<p>【銃猟・わな猟】</p> <p>捕獲した鳥獣が、捕獲した場所に放置されている。</p>	<p>捕獲した鳥獣の残滓（個体の全部又は一部）は、全量を回収するか、又は適切に埋設処理することが基本で、捕獲した場所に放置してはならないこととされています。</p>
<p>【銃猟】</p> <p>住居集合地域等や公道上などで銃を発砲している、もしくは公道に向かって発砲している。</p>	<p>法律では、住居が集合している地域又は広場、駅その他多数の者の集合する場所においては、銃猟をしてはならないとされています。また、弾丸が公道の上を通過する場合も、公道における銃猟とみなされます。</p>

【主な罰則規定】

鳥獣保護管理法に違反して野生の鳥獣を捕獲したり、違法なわなを設置するなどした場合は、法の罰則規定により1年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されるとともに、狩猟免許の取り消し処分とする場合もありますので、法令順守の徹底をお願いします。